

熊取町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本町「地域就労支援計画」に基づき、地域就労支援センターを設置し就労相談を実施するなど、地域就労支援事業を推進してまいります。

今後も、大阪府や労働関係機関等と連携しながら雇用の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本町では零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力・新製品開発力の強化など多くの課題を抱えています。このような状況のもと、今後も産・官・学の一層の協力・連携が必要であると考えております。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

労働者を取り巻く雇用環境は、パート・派遣・契約社員・請負など依然として厳しく、本町としても、国や府との役割分担を踏まえながら、地域の特性に応じた施策の展開を図っていかねばならないと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

大阪府や関係機関と連携し情報提供に努めるとともに、本町地域就労支援センターにおきまし

ては、「南大阪若者サポートステーション」と連携を図りながら就労支援を行っております。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

本町といたしましては、今後とも大阪府や関係機関と連携を図りながら、雇用・労働行政の強化に努めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本町におきましては、「熊取町産業振興ビジョン」に基づく中小企業施策を推進しており、今後も大阪府や商工会と連携を図りながら人材育成などへの支援に努めます。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」の趣旨を踏まえ、大阪府や商工会等関係機関と連携し研究・検討に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本町では、平成18年3月に「行財政構造改革プラン」を、さらに同年12月には、その各改革項目の具体化と目標達成までの工程を明確化した「同プランアクションプログラム」を策定し、目下、身の丈に合った持続可能な行政運営の確立にむけて抜本的な行財政改革に鋭意取り組んでいるところです。

本町の行財政改革の推進におきましては、住民・事業者・行政が一体となり住民等との連帯を深めるとともに、総合的な経営の視点から組織の「社会的責任」のあり方などを十分検証しながら取り組んでいるところです。今後とも、CSRの観点からの行政運営を念頭に据えながら、行財政改革への取り組みの効率性・有効性の向上を図っていきます。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

本町における負債である町債残高は現時点では他市町村に比べて特に多い状況ではありませんが、収支状況については、三位一体改革以後、税・交付税等の主要財源の減少が著しく、行政改革による歳出の削減、歳入の確保に努めてもなお基金の繰入が不可欠な状況となっております。そのため、「行財政構造改革プラン・アクションプログラム」を策定し、基金繰入に依存しない財政構造の確立、つまりプライマリーバランスの健全化にむけて努力しているところで、今後においても改革を確実に推進するとともに、必要に応じて計画の見直しも行ってまいりたいと考えております。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

救急医療については、初期救急には泉佐野・熊取・田尻休日診療所、二次救急は高石市以南の8市4町の救急医療機関による広域体制で救急医療体制を図っています。三次救急は泉州救命救急センターが担っています。

小児科・産科医療の充実に、医師が不足するなか、市立泉佐野病院と市立貝塚病院の産科と婦人科それぞれを、役割分担して診療する泉州広域母子医療センターを平成20年度より設立しますが、本町も参画し誰でも安心して出産できる体制を確保します。また、小児救急については広域で輪番制による二次救急体制を図っています。初期救急の休日診療所については、小児科夜間診療の拡充について近隣市町や関係機関と検討を行っています。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

サービスの普及・適正利用の観点から、本町においても介護保険ガイドブックを作成して、住民の方々への啓発に取り組んでおります。また、事業者への啓発活動としましては、連絡会等を通じて国や府から示された事項などの周知を行っています。

第三者評価につきましては、福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪において行

われておりますし、苦情相談体制については、大阪府国民健康保険団体連合会が窓口となっておりますので、これらの機関と連携をしながら進めてまいりたいと考えています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターが主体的に取り組む事業として、特に高齢者の総合相談及び支援業務や虐待防止については、在宅介護支援センターや民生委員及び保健所など大阪府の機関とも連携し、事業の適正な実施に努めています。

また、地域包括支援センター運営協議会については、高齢者保健福祉推進委員会を運営協議会に位置づけて運営しておりますが、被保険者代表委員として、住民の中から公募による2名にご参加いただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいきつくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

地域住民の健康づくり・生きがいきつくりを推進するために「健康くまとり探検隊」を組織し、ウォーキングを中心とした活動を展開しています。自らの健康づくりだけでなく地域住民の健康づくりの啓発として、ウォーキングマップの作成・ウォーキングイベントや単体力測定など様々な活動をしています。地域への参加促進として特に退職者へのPRに努めています。

また、介護予防として作成した「くまとりタピオ元気体操」を地域に広めるためのグループ(広め隊)を組織しています。地域のサロン等に出向き、いきいきと活動をされています。その他、食育などの啓発活動を中心に展開している食生活改善推進委員が地域活動をしています。

今後も健康づくり・生きがいきつくりのため地域活動の参加促進を図っていきます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護関連事務の実施主体である大阪府に要望します。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のため

の啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I Vの感染予防啓発にはこれまで、啓発ポスターの掲示や献血時・成人式等のH I V感染予防の啓発パンフレットの配布をしてまいりました。また、泉佐野保健所が実施しているH I V抗体検査を広報で毎月案内しています。今後も保健所等関係機関と連携しながら、感染予防の啓発に取り組んでまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

平成20年度は、町立の第1・第3・第7・第8保育所の土曜日の午後2時30分までの保育時間を平日と同様に午後6時までに変更します。その他、休日保育を1ヶ所、延長保育を4ヶ所で実施していますが、今後も保育サービスの拡充に努めます。また、地域とのネットワークの強化や子ども相談体制の充実により、総合的な子育て支援体制の拡充に努めます。

なお、病児保育については今後の課題と考えています。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

待機児童を出さないよう留意しつつ、一方では行革を推進する観点から、必要に応じて一定の人件費の見直しや正規職員と臨時職員の適正な配置を行っています。また、研修についても毎年年間10回以上開催し、平成18年度では延べ260人が受講しており、今後も人材育成に努めてまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育については各小学校区に開設しており、6年生までを対象としております。運営はNPO法人が行っておりますが、町として運営助成を行うとともに施設の環境整備を行っております。今後ともNPO法人と連携しながら学童保育の充実に努めます。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会は、学校・地域・家庭が連携し、地域における総合的な教育力の構築と児童・生徒の健全な育成を図ることを目的に発足したものであり、本町では、子ども安全事業としての「子どもの安全見守り隊」の活動や学校支援事業としての米づくりから餅つきまでの共同作業など、地域教育協議会を通じた様々な取り組みが行われています。今後も引き続き学校や地域のニーズに応じた取り組みが行えるよう支援いたします。

また、平成19年度より文部科学省の放課後子どもプランを受け、本町では「くまとり元気広場」として、大阪体育大学の学生や地域で活動している各種団体の協力のもと、場所を煉瓦館・熊取北コミュニティルーム・野外活動ふれあい広場で土曜日・水曜日に実施しており、今後も引き続き実施し充実させてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

教育委員会学校教育課に進路選択支援等の教育相談員を配置し、進路選択や奨学金制度等についての相談や周知を行っております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

毎月4回人権相談を実施し、あらゆる相談に対応できるような相談体制をとっております。さらに第2木曜日の相談日には女性相談員を配置し、女性が相談しやすい環境づくりの充実に配慮しているところです。また、相談の内容により、町関係部署や大阪府女性相談センター・大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）・子ども家庭センターなど関係機関と連携して対応してまいります。

平成20年度には、大阪府が平成19年度から21年度までの3ヶ年で実施いたします人権擁護士養成講座への受講を検討して、相談体制のさらなる充実を行ってまいります。

社会的マイノリティに対する啓発につきましては、社会情報誌の発行や講演会等の開催などにより、住民の意識改革や環境整備を行ってまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

各種審議会委員等への女性登用については、「熊取町男女共同参画プラン」に掲げる目標値(30%)の達成にむけて引き続き努力してまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

男女平等参画に関する条例については現在未制定ですが、本町独自の理念・考え方など条例規定下での課題について研究しながら、制定にむけ研究や検討を行います。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

毎月4回人権相談を実施し、あらゆる相談に対応できるような相談体制をとっております。さ

らに第2木曜日の相談日には女性相談員を配置し、女性が相談しやすい環境の充実に配慮しているところです。また、相談窓口の開設や内容など詳細について、広報紙をはじめ社会情報誌などを通じて周知に努めてまいります。DV防止法の改正内容を相談員に伝え、必要に応じ研修会などに参加する機会をつくり研鑽に努めてまいります。

庁内各部署においてもセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどが職場内で起こり得ないように組織の徹底を図り、必要に応じ研修などを実施してまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本町において男性職員の育児休業取得例は、3件となっています。今後も、男性職員の育児取得制度の啓発に努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本町では、「第2期地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、公共施設のさらなる省エネを進めるとともに、「環境教育セミナー」として町内全小学校の4年生を対象とした温暖化対策やごみのリサイクルに関する環境教育に取り組んでいます。また、例年開催している「環境展」においては、「自転車をこいで発電体験」コーナーを設けるなど、省エネの大切さを楽しみながら学べる内容となっています。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策については、公共施設の緑地保全を進めながら、大阪府等の関係機関との連携を密にして取り組んでまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」の周知やアイドリングストップ運動をはじめとした取り組みについては、本町広報紙において、季節に応じた温室効果ガス削減のための具体的な取り組みを分かりやすく紹介するとともに、「環境教育セミナー」や「環境展」などのイベント開催時においても積極的に普及啓発に努めています。また、「第2期熊取町地球温暖化対策実行計画」の取り組みの一環としても、毎月全職員に対して周知し取り組みを促進しています。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本町におけるごみのリサイクル率については近年低下傾向にあり、今後より一層のリサイクルの推進が求められます。このため、熊取町廃棄物減量等推進審議会における答申を踏まえ、可燃ごみの有料化とあわせてプラスチック製容器包装の資源ごみ収集について、平成21年度の導入をめざして検討を進めています。これによって、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げるリサイクル率18%をめざします。

ごみの分別収集の細分化については、現在12区分（内資源ごみ9区分）により分別収集していますが、平成21年4月を目途に、可燃ごみとして収集している「プラスチック製容器包装」の資源ごみ収集を検討してまいります。また、引き続き町広報誌やホームページの活用、井戸端セミナー講座の実施等により住民周知を図るとともに、廃棄物減量等推進員の設置、ごみの分別や排出方法等についての冊子発行を検討します。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄については、すでに不法投棄防止システム（監視カメラの設置）や警告看板の設置、パトロール等により監視体制を強化していますが、今後も体制の充実を図ります。

野外焼却や野積みについてもパトロールを強化するとともに、今後も警察や大阪府関係機関への情報提供等の連携を強化します。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

「佐野川、樫井川及び田尻川環境保全連絡会」「見出川水環境改善対策連絡会」において、他市町とともに大阪府に河川管理としての対策を求め、河川環境対策について情報交換を実施しています。また、見出川については国・大阪府・市民団体・小学校・他市等と「見出川流域水循環再生協議会」を設立し、健全な水循環の構築にむけた計画策定等を行ってまいります。

予防策については、引き続き町広報誌やホームページを活用し啓発を行ってまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

防災対策の補強については、大阪府の地震被害想定見直し等を含めた「熊取町地域防災計画」の修正を進め防災活動の計画的推進を図ります。

災害時用の食糧備蓄体制については、定期的に備蓄物資の入れ替えを行うとともに、本市地域防災計画修正に伴い適切な備蓄量を整備します。

地域住民参加の防災訓練については、隔年度に実施している総合防災訓練や、自主防災組織にむけた地震図上訓練等を実施するなど、住民の防災意識の高揚に努めます。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化については、現在も国から「安全・安心な学校づくり交付金」として補助を受け整備を行っているところです。今後も引き続き計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えています。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

公共施設へのAEDの設置については、現在、役場・ひまわりドーム・ふれあいセンター・煉瓦館・図書館・公民館・各中学校に1台ずつの計9台が設置されており、今後についても適宜増設・更新等を図り、講習会の実施とともに普及を推進していきたいと思っております。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

本町におきましては、農地の有効な利用を通じて地域住民が自然に親しむ機会を創出し、混住化の進行する地域社会における健全なコミュニティ形成の推進に資するために、「レクリエーション農園整備事業」を実施しており、今後も事業を推進していきます。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まり強化については、泉佐野警察署に要請いたします。また、町としましても協力してまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

関係機関に要請します。現時点での助成予定はありません。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

現状の町道用地内に自転車専用レーンを確保することは困難と考えております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

大阪府と協議し、まず町内を縦横断する「サイクルロード」の指定のためルートの検討をいたしました。また決定していないのが現状です。今後についても大阪府と協議を進めてまいります。

11. 独自要請

中小企業勤労者福祉推進事業の取り組みについて、中小企業勤労者福祉サービスセンター（互助会）の設置もしくは近隣自治体との広域化の研究及び実現にむけての取り組みをお願いいたします。

(1) 中小企業が経済社会の重要な地位を占めていることはご存知のところであり、今後とも中小企業の役割は一層大きいと考えられます。特に泉州地域における中小企業の事業とその環境は際立って存在し、精一杯の事業努力がなされていると考えられます。こういったなか、一般的には大企業との間に労働条件・労働福祉面の格差が生じています。

(2) すでに昭和63年度に地域自治体を中心となって中小企業勤労者及びその事業主が相協力して市町単位に「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、福祉事業を行うことに対して、市町を通じてその管理運営経費等の一部を助成する制度があります。

(3) 自治体によってはすでに「勤労者福祉サービスセンター」を設置されうまく運用できていると思われませんが、広域化を図ることで自治体の経費を抑えることもできますし、サービスの多様化も考えられます。

こういった制度等を活用し、中小企業勤労者の福祉向上及び地域活性化にご尽力賜りたく、ご要請を申し上げます。

(回答)

(1)(2)(3)について、中小企業勤労者福祉サービスセンター（互助会）の設置の必要性については十分認識しているところですが、本町の財政状況等を勘案すると単独での設置は困難であると考えております。

今後は、近隣市町と連携して広域化について研究・検討していきたいと考えております。